

位置指定道路について

建築基準法第42条第1項第5号の規定により、土地を建築物の敷地として利用するため築造する私道で、築造しようとする者が飯田市（特定行政庁）からその位置の指定を受けたものが「位置指定道路」です。

指定を受けるには「飯田市道路位置指定基準」に適合することが条件となります。事前に地域計画課建築指導係へご相談ください。

*上記についての詳細は、飯田市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/29/ichisiteidouro.html>

問い合わせ先

地域計画課 建築指導係

電話 22-4511 内線 3775